

刺し網漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和2年11月26日制定
令和5年11月13日改正

本県瀬戸内海海区における刺し網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(漁業種類、操業区域、漁業時期)

- 第1 各漁業種類の操業区域並びに漁業時期は、別表1から9各欄のとおりとする。
- 2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

(操業区域の除外区域)

- 第2 別表に掲げる操業区域のうち、次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、右欄に掲げる区域は、それぞれ操業区域から除外する。

漁業種類	地区	除外区域
別表1の漁業 (建網漁業)	地区欄1の地区 (芦屋)	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）
	地区欄2の地区 (神戸市)	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）
別表7の漁業 (さわら流網漁業)	地区欄1の地区 (兵庫)	神戸港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）

(漁業を営む者の資格)

- 第3 漁業を営む者の資格は、次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、それぞれ右欄に掲げる資格を有する者とする。

漁業種類	地区	漁業を営む者の資格
別表9の漁業 (きす流網漁業)	地区欄4の地区	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第4 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第5 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおり条件を付する。

漁業種類	地区	条件
別表5の漁業 (さわら・はまち・あじ囲刺網漁業)	地区欄1の地区 (二見町)	一本釣り、はえなわ、ひき縄、たこつぼ、いかせん漁業及びその他の刺し網漁業等の他種漁業の操業を妨げてはならない。
別表7の漁業 (さわら流網漁業)	地区欄2及び3の地区 (坊勢、西浦)	1 4月から8月に至る間は、午前5時から午後6時まで、9月から11月に至る間は、午前5時から午後5時まで操業してはならない。 2 身綱の浮子綱は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。 3 投綱、揚綱は、1操業日当たり1回を超えてはならない。
別表8の漁業 (ひら流網漁業)	全ての地区	1 使用する網の目合は109ミリメートル以上とする。 2 午前0時から午後5時までは操業してはならない。 3 身綱の浮子綱は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。 4 投綱、揚綱は、1操業日当たり1回を超えてはならない。
別表9の漁業 (きす流網漁業)	地区欄2の地区 (岩屋)	1 操業1統(1隻)につき使用する網数は25把以内(1把の浮子方の長さ16メートル以内)又は使用する網の総延長は、400メートル以内のいずれかでなければならない。 2 日没から日の出に至る間操業してはならない。
	上欄以外の地区	1 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。 2 日没から日の出に至る間操業してはならない。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第6 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者（漁業を営む者の資格が定められた漁業にあっては、第3の規定による資格を有する者）のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次のア、イのいずれかに該当する者。
 - ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人
 (6) 優先順位6位 前各号以外の者

2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。
 (許可の有効期間)

第7 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第8 次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、右欄に掲げる教示事項を付する。

漁業種類	地区	教示事項
別表1の漁業 (建網漁業)	地区欄2から12までの地区	1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。(※第1の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ) 2) この処分について不服がある場合には、①この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求すること、及び②この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
別表2から8までの漁業	全ての地区	
別表9の漁業	地区欄1から3までの地区	1) 操業に関し、操業区域の漁業権者から指示のある場合はこれに従うこと。 2) この処分について不服がある場合には、①この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求すること、及び②この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
	地区欄4の地区	

(その他)

第9 当該方針内に記述のある緯経度及び方位は、それぞれ世界測地系及び真方位による。

(付則)

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。
- 2 「淡路地区における刺網漁業（ひら流網漁業）許可方針（平成14年6月26日内規）」のほか、この方針施行前に制定された本県瀬戸内海海区における刺網漁業に係る内規は廃止する。
- 3 令和5年11月13日 一部改正（別表7 地区2（坊勢）、地区3（西浦）漁業時期変更）

別表1 漁業種類：建網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	芦屋	神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。	1月 1日から 12月31日まで
2	神戸市	大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
3	林崎、江井島	次のA、ア、イ、ウ、Fの点を順次結んだ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。 A 明石市古波止 B 明石市谷八木川尻河口 C 鹿ノ瀬カンタマ灯浮標 D 淡路市江崎灯台 E 姫路市上島 F 加古川市東播磨港別府西防波堤灯台 G 播磨灘北航路第10号灯浮標 ア BとCを結ぶ線とAとEを結ぶ線の交点 イ BとCを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点 ウ FとGを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点	1月 1日から 12月31日まで
4	二見町、播磨町、加古川市、高砂市	明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
5	津名	淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
6	森	淡路市釜口・下田界から同市大磯川尻左岸までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
7	岩屋	淡路市楠本大磯の鼻から同市野島大川に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
8	浅野	淡路市斗ノ内地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
9	育波	淡路市育波地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
10	室津浦	淡路市室津地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
11	五色町	淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
12	南あわじ	南あわじ市松帆慶野から阿那賀までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで

別表 2 漁業種類：建廻網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	姫路市	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
2	一宮町	淡路市尾崎から深草までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
3	五色町	洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
4	南あわじ	南あわじ市阿那賀地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
5	南淡	南あわじ市潮崎から洲本市畠田川尻に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで

別表 3 漁業種類：あかした刺網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	東浦	淡路市鵜崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	6月15日から 8月15日まで

別表 4 漁業種類：かに刺網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	高砂	明石市二見町から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	8月 1日から 10月31日まで
2	家島町	次の点によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域を除く。 ア 播磨灘北航路第6号灯浮標 イ 播磨灘北航路第7号灯浮標 ウ 播磨灘北航路第8号灯浮標 エ 姫路八木港西防波堤灯台と姫路市上島頂上の見通し線と、東播磨港高砂西防波堤灯台と播磨灘北航路第8号灯浮標の見通し線との交点 オ 姫路市上島頂上 カ 播磨灘北航路第9号灯浮標 キ 姫路市加島南端 ク 姫路市小松島西端	7月16日から 10月15日まで

別表 5 漁業種類：さわら・はまち・あじ囲刺網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	二見町	明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	1月 1日から 12月31日まで

(注) 操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合も、操業区域には共第24号共同漁業権の区域を含めず「ただし、共同漁業権共第24号漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域を除く。」とする。

別表 6 漁業種類：すずき建廻網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	高砂	明石市二見町東二見から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	1月 1日から 12月31日まで

(注) 操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合も、操業区域には共第24号共同漁業権の区域を含めず「ただし、共同漁業権共第24号漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域を除く。」とする。

別表 7 漁業種類：さわら流網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	兵庫	神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市地先海面。ただし、神戸市須磨区鉢伏山展望台より180度の線以西の海面、並びに共同漁業権の区域を除く。	6月 1日から 10月31日まで
2	坊勢	姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	4月 1日から 11月11日まで
3	西浦	淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アトイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。 ア 姫路市上島 イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点 ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点	4月 1日から 11月11日まで

別 表 8

漁業種類：ひら流網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	坊勢	姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	9月 1日から 11月30日まで
2	五色町A	淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アトイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。 ア 姫路市上島 イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点 ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点	9月 1日から 11月30日まで
3	五色町B	洲本市五色町海面。ただし、アトイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。 ア 姫路市上島 イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点 ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点	12月 1日から 12月31日まで

別表 9 漁業種類：きす流網漁業

地区	操業区域	漁業時期
1 仮屋、森	神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉州大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
2 岩屋	淡路市江崎灯台と播磨灘航路6番灯浮標を結んだ線以南の海面であって淡路市江崎から同市野島大川までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	6月 1日から 11月30日まで
	神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉州大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
3 北淡、一宮町	次のア、オ、カを結んだ線及びカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 ア 淡路市江崎灯台 イ 播磨灘航路6番燈浮標 ウ 淡路市江井崎北端 エ 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標 オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点 カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点	6月 1日から 11月30日まで
4 森	共第108号共同漁業権の区域。	5月11日から 9月19日まで